

報告事項テ

平成30年7月豪雨に係る鳥取県教育委員会の対応について

平成30年7月豪雨に係る鳥取県教育委員会の対応について、別紙のとおり報告します。

平成30年7月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

平成30年7月豪雨に係る鳥取県教育委員会の対応について

平成30年7月18日
教育総務課

平成30年7月豪雨に係る鳥取県教育委員会としての支援策について、以下のとおりご報告します。

1 鳥取県へ避難された方への支援策

被災地から鳥取県へ避難してこられる児童・生徒がいた場合、転入学の相談窓口の設置や入学支度金の支給、県立高等学校の入学料の免除等の支援を行う予定。

支援内容等	概要	対応方針
転入学の支援	小中高等学校、特別支援学校への転入学に係る相談窓口の設置	県教委事務局へ窓口設置
入学支度金の支給	父母等保護者が死亡したこと等により鳥取県内に避難し、県内の学校に転入学等する児童生徒に入学支度金を支給 ○小中学校等 10万円/人 ○高等学校等 20万円/人	予備費又は他事業費からの流用により対応
奨学資金の貸与	高等学校等生徒に対する奨学資金の貸与 ○月額18,000円～35,000円(無利子)	既存の制度(平成30年度予算枠)で対応
入学料等免除	高等学校の入学選抜手数料・入学料の免除	免除が必要な生徒に対し、個別対応

2 今後想定される被災地への支援策(被災地からの要請に応じて、職員派遣を検討)

(1) スクールカウンセラーの派遣

被災地の児童生徒の心のケアを行うため、スクールカウンセラー(教育相談員)を派遣

(2) 指導主事の派遣

被災地の学校が再開される場合の支援を行うため、指導主事を派遣

(3) 文化財主事の派遣

被災における文化財の復旧事業(埋蔵文化財の発掘調査業務等)が行われる場合に、文化財主事を派遣

鳥取県へ避難される方への支援策

H30.7.12時点

1

住まいの支援

●県営住宅を提供します

鳥取県内に避難される被災者の方に県営住宅を提供します。

<対象者>

平成30年7月豪雨により居住していた住宅が損傷又はインフラの寸断等により、自らの住家に居住できない世帯(者)で、「り災証明書」又は「被災証明書」を取得している世帯(者)

※ 直ちに「り災証明書」又は「被災証明書」を取得できない世帯(者)については、後日の提出も可とする。

<入居条件等>

- ・入居期間：原則、入居の日から1年以内（更新は個別対応）
- ・家賃（駐車場代含）：全額免除
- ・敷金・連帯保証人：敷金は全額免除、連帯保証人は不要
- ・共益費・光熱水費：自己負担

入居条件等の詳細については、御相談ください。

【問合せ先】 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 電話 0857-26-7411

2

避難後の生活の支援

●避難後の生活費を支援します（被災者生活支援金）

鳥取県内に避難される被災者の方に、当面の生活費を支給します。

<対象者>

平成30年7月豪雨により従来住んでいた住宅が損傷またはインフラの寸断などにより長期にわたり居住できなくなり、「り災証明書」又は「被災証明書」を取得している世帯(者)で、鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯(者)

※ 直ちに「り災証明書」又は「被災証明書」を取得できない世帯(者)については、後日の提出も可とする。

<支給額> 1世帯につき30万円（単身者15万円）

※ただし、親類宅や知人宅、ホームステイなどの場合は1世帯につき20万円
（単身者の場合は10万円）

【申請・相談窓口】

東部振興課 鳥取市立川町6丁目176 電話 0857-20-3502

中部総合事務所地域振興局 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3983

西部総合事務所地域振興局 米子市糺町1丁目160 電話 0859-31-9694

※上記のほか、次の窓口でも相談を受け付けています。

県庁福祉保健課 電話 0857-26-7142

西部総合事務所日野振興センター日野振興局 電話 0859-72-2080

●児童生徒の転入学の相談窓口を設けています

平成30年7月豪雨被災地域の児童生徒等の就学機会を確保するため、児童生徒の転入学に係る相談を受け付けています。

【高等学校】 鳥取県教育委員会事務局 高等学校課
電話 0857-26-7916 ファクシミリ 0857-26-0408
電子メール koutougakkou@pref.tottori.lg.jp

【特別支援学校】 鳥取県教育委員会事務局 特別支援教育課
電話 0857-26-7575 ファクシミリ 0857-26-8101
電子メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp

【小・中学校】 各市町村教育委員会
※転入先の市町村が決まっていない場合
鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
電話 0857-26-7512 ファクシミリ 0857-26-8170
電子メール shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp

鳥取県内市町村教育委員会一覧（平成30年7月現在）

市町村名	担当課等	郵便番号	所在地	電話	ファクシミリ	メールアドレス
鳥取市	学校教育課	680-0047	鳥取市上魚町39	0857-20-3356	0857-29-0824	kyo-gakkou@city.tottori.lg.jp
米子市	学校教育課	683-8686	米子市東町161-2	0859-23-5433	0859-23-5413	gakkyo@city.yonago.lg.jp
倉吉市	教育総務課	682-8611	倉吉市葵町722	0858-22-8165	0858-22-1638	kyouikusoumu@city.kurayoshi.lg.jp
境港市	教育総務課	684-8501	境港市上道町3000	0859-47-1088	0859-47-1109	gakkoukyoiku@city.sakaiminato.lg.jp
岩美町	学校教育係	681-8501	岩美郡岩美町浦富675-1	0857-73-1301	0857-73-1533	kyoiku@iwami.gr.jp
若桜町	総務学校教育係	680-0701	八頭郡若桜町若桜757	0858-82-2213	0858-82-1045	kyoiku@town.wakasa.tottori.jp
智頭町	教育課	689-1402	八頭郡智頭町智頭2072-1	0858-75-3112	0858-75-4124	kyoiku@town.chizu.tottori.jp
八頭町	学校教育課	680-0601	八頭郡八頭町北山63-1	0858-84-1231	0858-84-1201	gakkou-kyoiku@town.yazu.tottori.jp
三朝町	教育総務課	682-0195	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3510	0858-43-0647	kyoiku@town.misasa.tottori.jp
湯梨浜町	教育総務課	682-0723	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5362	0858-35-5376	ykyoiku@yurihama.jp
琴浦町	教育総務課	689-2303	東伯郡琴浦町徳万266-5	0858-52-1160	0858-52-1122	kyouikusoumu@town.kotoura.tottori.jp
北栄町	教育総務課	689-2292	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5870	0858-37-3242	kyoiku@e-hokuei.net
日吉津村	教育委員会	689-3553	西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5956	0859-27-0903	kyoiku@hiezu.jp
大山町	幼児・学校教育課	689-3211	西伯郡大山町御来屋263-1	0859-54-5211	0859-54-5217	gakkou@daisen.jp
南部町	総務・学校教育課	683-0201	西伯郡南部町天萬558	0859-64-3787	0859-64-2183	kyoiku@town.nanbu.tottori.jp
伯耆町	総務学事室	689-4292	西伯郡伯耆町溝口647	0859-62-0927	0859-62-7172	kyoiku@houki-town.jp
日南町	教育課	689-5292	日野郡日南町霞800	0859-82-1118	0859-82-0116	s1010@town.nichinan.tottori.lg.jp
日野町	教育課	689-4503	日野郡日野町根雨101	0859-72-2107	0859-72-1484	kyoiku@town.hino.tottori.jp
江府町	教育課	689-4401	日野郡江府町江尾1944-2	0859-75-2223	0859-75-3942	k_kyoiku@town-kofu.jp

●児童生徒に緊急的な就学支援を行います

平成30年7月豪雨により鳥取県内に避難し、本県の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に転入学する児童生徒の就学を支援します。

<就学支援の主な内容>

- 高等学校等の入学選抜手数料・入学料を免除します。

<対象者>

平成30年7月豪雨により被災し、鳥取県に避難している方のうち、従来住んでいた家が一部損壊以上の被害を受けた方

※申請には「り災証明書」が必要です。直ちに「り災証明書」を取得できない方については、後日の提出も可とします。

【問合せ先】鳥取県教育委員会事務局高等学校課

電話 0857-26-7929 ファクシミリ0857-26-0408

- 高等学校等（国・公・私立）の生徒への奨学金の貸与
被災した生徒に奨学金の貸与を行います。

貸付額：月額18,000円～35,000円（無利子）

※申請には「り災証明書」が必要です。直ちに「り災証明書」を取得できない方については、後日の提出も可とします。

- 入学支度金の支給

平成30年7月豪雨により被災し、保護者を亡くすなどした児童生徒に、入学支度金を支給し、就学を支援します。

支給額：小中学校等 1人当たり10万円
高等学校等 1人当たり20万円

【問合せ先】鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室

電話 0857-26-7541

4

雇用の支援

●就職を支援します

- 就職相談窓口

県内の県立ハローワークでは県内で就職を希望される方の支援を行います。

名称	住所	電話番号
県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内	0857-51-0501
県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根557番地1 パープルタウン1階	0858-24-6112
県立米子ハローワーク	米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	0859-21-4585
県立境港ハローワーク	境港市上道町3000 境港市役所別館1階	0859-44-3395

●相談窓口を開設しました

(1)平成30年7月豪雨災害総合相談窓口

平成30年豪雨により被災された方のための総合相談窓口を、次のとおり開設しました。

県庁とっとり暮らし支援課

電話 0857-26-8740(専用電話・平日、土日、祝日
午前8時30分～午後5時15分)

中部総合事務所地域振興局中部振興課

電話 0858-23-3983(平日 午前8時30分～午後5時15分)

西部総合事務所地域振興局西部振興課

電話 0859-31-9606(平日 午前8時30分～午後5時15分)

※被災者受入支援総合相談窓口とありますが、既に本県に避難されている方の相談にも対応しています。

(2)「とっとり震災支援連絡協議会」の相談窓口

とっとり震災支援連絡協議会では下記のとおり、被災地から避難している方や鳥取県への避難を考えている方の相談に対応しています。お気軽にご利用下さい。

開設時間 : 午前9時から午後6時(平日のみ)

※休日等についても事前にご連絡いただければ対応致します。

電話 : 0857-22-7877

メール : support@tottori-shien.org

HP : <http://tottori-shien.org/>

所在地 : 鳥取県鳥取市若桜町31カナイビル1F

